

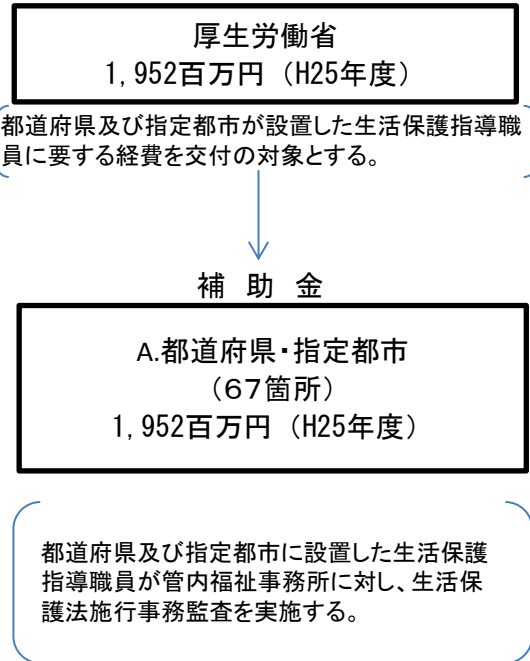
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	生活保護指導監査委託費		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和30年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	保護課自立推進・指導監査室		小室 清吾		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅶ-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	生活保護指導職員制度の運営について (平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知) 生活保護法施行事務監査の実施について (平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施し、また管内福祉事務所に対する査察指導を通じて真に適正な保護の実施を期するため、生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする。 2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止(不正受給の防止等)、漏給防止(適切な面接相談の実施等)、自立支援について指導する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,073	2,036	1,952	2,010	1,969	
		補正予算	△6	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		2,067	2,036	1,952	2,010	1,969	
	執行額		2,067	2,036	1,952	-	-	
執行率(%)		100	100	100	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数		成果実績	箇所	1,213	1,266	集計中	-
			目標値	箇所	1,261	1,270	集計中	-
			達成度	%	96.2	99.7	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	生活保護指導職員数		活動実績	人	337	333	327	-
			当初見込み	人	337	333	327	321
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト=X/Y X: 監査委託費執行額(円) Y: 監査実施福祉事務所数(か所)		単位当たりコスト	円	1,704,331	1,608,363	集計中	-
			計算式	執行額/監査実施数	2,067,354,000/1,213	2,036,187,000/1,266	集計中	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	生活保護指導監査委託費	2,010	1,969	「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえた減。				
計	2,010	1,969						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、その適正実施については、広く国民のニーズがあり、同事業の確実な目的達成のために国費投入が必要不可欠である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本経費は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として行う監査に係る職員の経費であるため、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	最後のセーフティネットである生活保護制度の適正実施を図るための達成手段として、都道府県、指定都市本庁の指導監査体制の整備強化は必要不可欠であり、優先度の高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	生活保護指導職員は、管内福祉事務所に対する監査業務に加え、その指導監督の任務にも当たっており、単位当たりコストの水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	生活保護制度の指導に当たる職員の人件費等の経費であり、真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国において全福祉事務所に対する監査を行う体制を整備することは非効率であり、都道府県及び指定都市本庁の指導監査の体制整備の強化を図るほうが、効率的かつ低コストで生活保護制度の適正実施を図ることができる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込み通りである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	平成25年度においても当初の見込み数どおりの生活保護指導職員を配置することができ、その結果、全対象福祉事務所中99.7%の福祉事務所に対し指導監査を実施できている。				
	改善の方向性	各点検結果からも低コストかつ有効な事業実施となっており、生活保護の適正な実施を図るためには引き続き事業を継続していく必要がある。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の 一部改善	国家公務員の定員管理の基本方針に準じ、本事業における補助職員の取扱いについて、見直しを検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、定員の見直しを行った。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	378	平成24年	326	平成25年	688

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県・指定都市(東京都)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	91			
その他	東京都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2			
計		93	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	93		
2	福岡県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	77		
3	北海道	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	75		
4	兵庫県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	51		
5	埼玉県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	45		
6	大阪府	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	45		
7	愛知県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	40		
7	鹿児島県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	40		
7	札幌市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	40		
7	大阪市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	40		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	保護費負担金		担当部局庁	社会・援護局(社会)		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和6年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	保護課		大西証史		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 保護の種類は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,567,603	2,792,408	2,822,391	2,882,322	2,962,904	
		補正予算	125,756	▲ 22,695	▲ 48,165	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		2,693,359	2,769,713	2,774,226	2,882,322	2,962,904	
	執行額		2,693,359	2,734,790	2,756,074	-	-	
執行率(%)		100.0%	98.7%	99.3%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、直接的な指標である被保護人員数等について目標を設定することはできないため、間接的な定量的指標として、「就労支援事業による就労・増収者数」を用いることとする。		成果実績	人	31,006	41,580	精査中	-
			目標値	-	-	-	-	前年度以上の人数
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	被保護人員数		活動実績	人	2,067,244	2,135,708	2161606 (速報値)	-
			当初見込み	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	最低生活費の例 月(基準) ・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1、東京都の場合) 生活扶助 81,760円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 135,460円		単位当たりコスト	・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1、東京都の場合)	最低生活費の例134,520円/月(基準)	最低生活費の例134,520円/月(基準)	最低生活費の例133,840円/月(基準)(25年8月~)	最低生活費の例135,460円/月(基準)
			計算式		生活扶助 80,820円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,520円	生活扶助 80,820円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,520円	生活扶助 80,140円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 133,840円	生活扶助 81,760円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計135,460円
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	保護費負担金	2,882,322	2,962,904	保護動向や生活扶助基準の見直し(3年目)を勘案して推計。				
計								

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、自治体が費用の一部も負担しているところである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	生活扶助の基準については、5年に1度検証を行っている。社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、物価動向を勘案し、平成25年8月から平成27年度まで3年間で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っているところである。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	生活保護法に基づき、真に支援を必要とする人に、最低限度の生活を保障するために必要な扶助を定めており、当該費目の使途は妥当である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	生活保護受給者数については増加傾向にあるが、対前年同月伸び率は鈍化している。また、生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	中国残留邦人生活支援給付制度は法に定められた中国残留邦人等を対象としており、生活保護制度とは対象が異なる。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	693	中国残留邦人生活支援給付金	厚生労働省社会・援護局			
点検・改善結果	点検結果	活動実績のとおり、被保護人員の伸びは鈍化しているものの、増加傾向にある。また、生活扶助の基準については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果等を踏まえ、平成25年8月から平成27年度まで3年間で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っているところである。				
	改善の方向性	生活扶助基準については、5年に1度検証を行っていくこととしている。生活保護制度については、平成25年12月に成立した改正生活保護法に基づき、最後のセーフティネットとして必要な人には確実に保護を実施するという制度の基本的考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等について、実施していく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。なお、住宅扶助や冬季加算等の検証・見直しについては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ、引き続き検討を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
財務省による、平成26年度予算執行調査の調査結果においては母子加算、児童養育加算、教育扶助、高等学校等就学費の見直しを求められたところであり、生活保護基準部会において、母子加算等の論点整理や検証手法についての議論を進めて行く。 総務省による、平成26年8月1日の「生活保護に関する実態調査の結果に基づく勧告」においては、①保護申請の迅速・的確な処理、②不正受給事案の処理の迅速化、③医療扶助費の適正支給④就労支援事業の見直しについて指摘されたところであり、具体的な対応を現在検討中である。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	379	平成24年	327	平成25年	689

※平成25年度実績集計中のため、平成24年度実績を記入。

厚生労働省 2,734,790百万円

〔 生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



〔 補助 〕

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(899)
2,734,790百万円

(内訳)上位10者

大阪市	218,839百万円
札幌市	95,949百万円
横浜市	91,640百万円
名古屋市	61,908百万円
神戸市	61,469百万円
福岡市	58,708百万円
京都市	57,874百万円
川崎市	43,474百万円
足立区	34,476百万円
堺市	34,127百万円

〔 保護の決定及び実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	被保護者に対する扶助の給付	218,839			
計		218,839	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付	218,839		
2	札幌市	被保護者に対する扶助の給付	95,949		
3	横浜市	被保護者に対する扶助の給付	91,640		
4	名古屋市	被保護者に対する扶助の給付	61,908		
5	神戸市	被保護者に対する扶助の給付	61,469		
6	福岡市	被保護者に対する扶助の給付	58,708		
7	京都市	被保護者に対する扶助の給付	57,874		
8	川崎市	被保護者に対する扶助の給付	43,474		
9	足立区	被保護者に対する扶助の給付	34,476		
10	堺市	被保護者に対する扶助の給付	34,127		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	中国残留邦人生活支援給付金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成20年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	援護企画課中国残留邦人等支援室		井上 秀美		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅶ-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条関係及び法附則第4条関係		関係する計画、通知等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について(平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知)等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるために、公的年金制度による対応に加えて、その年金収入を補う支援給付を支給する制度。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	9,190	9,196	9,291	9,706	9,793	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	9,190	9,196	9,291	9,706	9,793		
	執行額	9,190	9,151	9,291	-	-		
執行率(%)	100%	99.5%	100%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	支援給付の被支援世帯数 ※前年度実績を目標値とした。		成果実績	世帯	4,709	4,655	4,556	-
			目標値	世帯	4,728	4,709	4,655	4,556
			達成度	%	99.6%	98.9%	97.9%	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	支援給付の被支援世帯数 ※前年度実績を目標値とした。		活動実績	世帯	4,709	4,655	4,556	-
			当初見込み	世帯	4,728	4,709	4,655	4,556
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	支給額の例 135,460円/月(基準)		単位当たりコスト	円	・単身世帯 (1級地-1) 生活支援給付 80,820円 住宅支援給付 53,700円 (上限) 合計 134,520円	・単身世帯 (1級地-1) 生活支援給付 80,820円 住宅支援給付 53,700円 (上限) 合計 134,520円	・単身世帯 (平成25年8月からの基準) (1級地-1) 生活支援給付 80,140円 住宅支援給付 53,700円 (上限) 合計 133,840円	・単身世帯 (1級地-1) 生活支援給付 81,760円 住宅支援給付 53,700円 (上限) 合計 135,460円
			計算式	X/Y				
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	生活支援給付	3,739	3,751					
	住宅支援給付	985	977					
	介護支援給付	139	123					
	医療支援給付	4,818	4,914					
	出産支援給付	0	0					
	生業支援給付	5	6					
	葬祭支援給付	20	22					
計	9,706	9,793						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	中国残留邦人等が安定した生活を送るためには、満額の老齢基礎年金に加えて各種給付を行う必要があり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない優先度の高い事業である		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項及び第18条で、地方公共団体への法定受託事務と規定されており、国で制度を整備する必要があり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応に加えて支援給付を支給することにより永住帰国者の自立を支援するという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりコストの水準が妥当であるかどうか、実績報告の提出や事務監査により確認を行っている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	必要以上に支出することがないよう、実績報告の提出や事務監査により確認を行っている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去の実績から算出した推計に見合った実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	支援給付金→中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるために、その年金収入を補う支援給付を支給している。支援給付事業→支援給付の円滑な実施のための中国語が解せる支援・相談員の窓口への配置、支援給付の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するために実施機関に対する指導監査等を行っている。なお、支援給付制度は、法律に特別の定めがある場合のほかは、生活保護法の規定の例によっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	692	保護費負担金	厚生労働省社会・援護局			
	737	中国残留邦人等に対する支援給付事業	厚生労働省社会・援護局			
点検・改善結果	点検結果	平成25年度の執行額については集計中であるが、平成23年度、平成24年度ともに執行率がほぼ100%であり、被支援世帯数については若干の変動はあるものの安定した実績があるため、引き続き必要な経費を精査し、適切な支援給付の支給を実施していくこととする。				
	改善の方向性	中国残留邦人等支援給付金については、実績を分析したところ中国残留邦人等の高齢化に伴い医療費が増加しており、引き続き予算の精査に努めていくこととする。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、中国残留邦人等の生活の安定のために必要な給付であることから、引き続き、必要な予算額を確保し、適切な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	380	平成24年	328	平成25年	690

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
9,151百万円

※平成24年度実績

(支援給付金)



【生活保護費等国庫負担金】

A 都道府県・指定都市・中核市(106箇所)
9,151百万円

(支援給付事務)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	支援給付事務	2,652	-	-
2	横浜市	支援給付事務	536	-	-
3	大阪市	支援給付事務	434	-	-
4	大阪府	支援給付事務	342	-	-
5	名古屋市	支援給付事務	320	-	-
6	堺市	支援給付事務	288	-	-
7	埼玉県	支援給付事務	268	-	-
8	札幌市	支援給付事務	243	-	-
9	福岡市	支援給付事務	233	-	-
10	京都市	支援給付事務	227	-	-

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

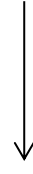
事業名	保護施設事務費負担金		担当部局庁	社会・援護局(社会)		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:昭和6年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	保護課		大西証史		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長すること目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護施設 … 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 更生施設 … 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 授産施設 … 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。 ○ 宿所提供施設 … 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。 							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	27,645	28,246	27,804	28,130	28,490	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		27,645	28,246	27,804	28,130	28,490	
執行額		27,645	28,246	27,804				
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	救護施設居宅訓練事業 実施施設数		成果実績	施設	32	36	48	
			目標値	施設	24	32	36	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	救護施設入所者数 (活動実績数は社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日時点)による)		活動実績	人	16,824	16,280	精査中	-
			当初見込み	人	17,285	17,132	17,137	17,121
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	救護施設一般事務費単価の例 (入所定員100施設の場合) 入所者一人あたりの月額 □		単位当たりコスト	入所者一人あたりの月額	141,900	143,400	143,600	144,300
			計算式	-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	保護施設事務費負担金	28,130	28,490	直近の施設数、利用者数を反映。				
計								

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ事業目的は達成できない。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国費の投入が必要である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、保護施設の運営についても自治体が費用の一部も負担しているところである。なお、保護施設については、地方自治体、社会福祉法人が運営の主体となっている。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国費の投入が必要である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	施設事務費の単価については、国家公務員の給与体系に準拠しているため、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	生活保護法の目的に基づき、保護施設を利用する要保護者の支援に必要な事務費を支出しており、当該費目の使途は妥当である。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	施設事務費の単価については、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。また、保護施設においては、入所している要保護者に対する着実な支援に加え、入所者の地域生活への移行や、地域社会で生活する要援護者への支援等に取り組んでいる。				
	改善の方向性	保護施設事務費については、今後も適切な単価の設定に努めていく。また、救護施設については引き続き、精神障害者等入所者の地域移行に向けた取組を進めていく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	381	平成24年	329	平成25年	691

※平成25年度実績集計中のため、平成24年度実績を記入。

厚生労働省 28,246百万円

[基本的な政策の企画、立案及び推進]



[補助]

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(851)	
28,246百万円	
(内訳)上位10者	
大阪市	2,705百万円
横浜市	803百万円
神戸市	470百万円
浜松市	447百万円
長野県	430百万円
北海道	352百万円
札幌市	309百万円
名古屋市	305百万円
函館市	286百万円
福島県	278百万円

[措置入所の決定、保護施設の運営]



保護施設 28,246百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	保護施設における生活扶助等の現物給付	2,705			
計		2,705	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	保護施設における生活扶助等の現物給付	2705	-	-
2	横浜市	保護施設における生活扶助等の現物給付	803	-	-
3	神戸市	保護施設における生活扶助等の現物給付	470	-	-
4	浜松市	保護施設における生活扶助等の現物給付	447	-	-
5	長野県	保護施設における生活扶助等の現物給付	430	-	-
6	北海道	保護施設における生活扶助等の現物給付	352	-	-
7	札幌市	保護施設における生活扶助等の現物給付	309	-	-
8	名古屋市	保護施設における生活扶助等の現物給付	305	-	-
9	函館市	保護施設における生活扶助等の現物給付	286	-	-
10	福島県	保護施設における生活扶助等の現物給付	278	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					